



【方が一に備えましょう】

9月2日、高泊小学校で総合防災訓練が実施されました。倒壊した家屋からのけが人の救出や、パケツリレーによる初期消火など、震度6の地震を想定した訓練を通じ、参加者は防災意識を高めました。折しも、台風14号が山口県を通過したばかりですが、非常時の携行品や、避難場所の周知など、今一度、災害時の備えを確認しておきましょう。

No.012
広報
2005/09/15

さんようおのだ

<http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp>



国勢調査

平成17年10月1日(土)

9月下旬から調査員がおうかがいたします。

目次	2	・市議会解散請求に伴う住民投票が中止になりました ・10月10日(祝)は市議会議員選挙です
	3~5	・まちづくり市民会議「市教育施設の使用料」部会 市長に提言
	6	・市長から市民のみなさんへ
	7~9	・情報ひろば 【国勢調査 ご協力をお願い】【市民健康まつりのお知らせ】など
	10~11	・介護保険制度の一部が変わります
	裏	・図書館つうしん

※肺がん・結核検診受診票（小野田地区）を中ページにさし込んでいます。

●発行 / 山陽小野田市 〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1-1(☎82-1111 総合案内)
●編集 / 企画広報課 (☎82-1133 ki-kouhou@city.sanyo-onoda.lg.jp) ※再生紙利用

9月25日(火)は 市議会解散により 住民投票

中止

となりました

午前7時～午後8時(31投票所) 【開票】午後9時30分～市民館体育ホール

「期日前投票」9月6日(火)～9月24日(土)

※場所、投票時間に異なります。選挙と同じです。

おわび

8月31日、山陽小野田市議会が地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条第3項の規定に基づき、解散しました。これに伴い、9月25日に予定されていた「市議会解散請求に伴う住民投票」は行われなくなりました。9月1日号広報の2ページでそれに関するお知らせをしましたが、広報原稿の入稿後に解散決議案が可決されたため、訂正が間に合わず、結果的に市民のみなさんに誤った情報をお伝えすることとなりました。深くおわび申し上げます。

なお、市議会解散に伴い、10月10日(祝)・(月)に市議会議員選挙が行われることとなりました。

市議会議員選挙

10月10日(祝)

投票日は祝日の月曜日です。ご注意ください。

【投票時間】午前7時～午後8時 : 市内31投票所

【開票】午後9時30分から : 市民館体育ホール

9月11日の衆議院議員選挙から津布田投票区の投票所が変更になっています。ご注意ください。

津布田小学校 ⇨ 津布田会館

当日、投票できない人は

「期日前投票」

をしましょう!!

10月4日(火)～9日(日)

場 所：市役所1階ロビー、山陽総合事務所1階、埴生支所

投票時間：午前8時30分～午後8時【注1】

※どの期日前投票所でも期日前投票ができます。

【注1】埴生支所は土曜・日曜を除く午前8時30分から午後5時までです。

【問い合わせ先】選挙管理委員会事務局 ☎82・1183

「市教育施設の使用料」部会 白井市長に提言書を提出

「全市一律の料金による 有料制度の採用を提言します」

▼白井市長（右）に提言書を提出する「市教育施設の使用料」部会の樋田座長（左）と藤村副座長（中）



まちづくり市民会議「市教育施設の使用料」部会が、9月1日に行われた第5回目の会合で、「原則として、全市一律の料金体系による有料制度の採用を提言する」という提言書をまとめ、白井市長に提出しました。（全文を次ページから掲載しています。）

合併前は有料で施設を使用していた旧小野田市と、無料だった旧山陽町の格差の問題について、20人の委員のみなさんが、「施設使用者は使用料を負担するべき」という結論を出したことになります。

一方で、提言書には一部施設の無料化、料金の見直しなどの要望も盛り込まれました。

提言書を受け取った白井市長は「平日の夜にもかかわらず、ほとんどの方が皆勤で、この部会に出席していただいたことに感謝します。」と委員のみなさんの労をねぎらうとともに「提言を最大限に反映した条例案をつくり、市議会に上程します。」と明言しました。（6ページの「市長から市民のみなさんへ」もあわせてご覧ください。）

部会からの要望

- 全運動広場を含む一部施設の無料化
- 可能な限りの料金の抑制
- 料金体系、減免措置の見直し
- 施設管理システムの改善
- （無料だった）旧山陽町民への周知

提言書

(1) 要旨

条例第 178 号（山陽小野田市立学校施設使用料条例）に定める学校施設及び条例第 192 号（山陽小野田市体育施設条例）に定める体育施設の利用については、原則として、全市一律の料金体系による有料制度を採用することで、委員全員の意見が一致したので提言する。

ただし、上記の結論に至る過程で、7 名の委員が運動広場の無料化を前提条件とするなど様々な意見があり、下記に要望事項として列記するので、条例案の最終決定に当って、十分な配慮をいただくよう要望する。

(2) 要望事項

①運動広場など一部施設の無料化

運動広場については、有料化の噂だけですでに他の場所を探す動きがあるとの発言など、スポーツを楽しむ高齢者グループに新たな負担を強いることになる。また、有料化には、施設できる入場門の設置が必要で、新たな費用がかかるほか、散歩などで公園のように利用してきた多くの市民を追い出す結果になりかねない。

こうした見地から、委員の 3 分の 1 以上の 7 人が、厚狭球場を含む全運動広場をいわば「運動公園」として無料化とするよう求めている点、慎重な検討と格別のご配慮をいただきたい。

また、学校体育館についても、県下で周南市を除く全ての市が校区住民の使用を無料としているなどとして、2 人の委員が無料化を求めていることを付記する。

さらに有料化する場合も、使用によって発生する電気代の範囲に止めるべきとする委員も複数あったことをお伝えする。

②料金体系、料金減免体系の見直し

料金については、条例に示された料金を上限として、可能な限り抑制していただきたい。

また、現在の料金は、旧小野田市の料金をそのまま新市全体に適用しているが、その料金は個々の施設の供用時に決めた額を一度の改定もなく踏襲してきたもので、複雑な上、今日の時点で一貫性も合理性もあるとはいえない。

条例の中に「5 年毎に見直す」旨の文言を加えてはとの意見もあった。合併に伴う今回の条例改正をチャンスとして、将来にわたって通用する簡素で分かりやすい料金体系に一新することも、ご検討いただきたい。

さらに、減免措置についても、頻繁に利用しているスポーツ関係委員の間でさえ異なった解釈が出るほど複雑化しており、はじめて利用する一般市民にも分かるような簡略なルール

に改められないであろうか。

③管理運営システムの改善

有料化によって使用料収入が増えるにしても、その額は管理運営費の大きさに遠く及ばないことを考えると、管理委託費のさらなる合理化及び有効活用は大きな課題であろう。

高千帆と赤崎の運動広場はそれぞれ年間12万円で地元老人クラブに委託されているのに対し、雑草が茂り放題の厚狭球場で年間26万円が払われているとの市側の説明には大きな疑問の声が上がった。委託額の適正化と共に、委託目的が正しく達成されているかどうかのチェック体制も早急に整備していただきたい。

部会では、利用者による清掃をはじめ市民側からの積極的なボランティア参加の可能性も議論されたが、NPO（※注1）を立ち上げてはどうかとの建設的な提案もあった。

④市民、特に旧山陽町民に理解を求める必要性

全市一律・有料化の実施に当っては、新たな負担を強いられる市民、特に山陽地区の住民の理解をうるため、慎重かつ手厚い対応が不可欠であろう。スケジュール的には、議会提出の前に案の段階で説明の機会を作られるよう進言する。

また、山陽地区の施設は相対的に劣悪で、新市の財政事情では困難ではあろうが、将来にわたる最低限の施設改善計画を示す位の意気込みで、合併後遺症の増幅を避けていただくよう期待する。

以上、各委員からの多様な意見を4つの要望事項にまとめたが、一律・有料化で全員一致したとはいえ、極度に厳しい市財政への配慮などから消極的に賛成した委員が少なからずあったことを十分ご理解いただきたい。

また、これら体育施設の運営は、いかに多くの市民に快適に利用してもらい、健康なまちづくりに貢献するかが原点であり、市民の財産をあずかる行政として、いやしくも「許可してやる」「使わせてやる」といった姿勢がないよう、常に原点に立って施策をお進めいただくことをお願い申し上げて、提言の結びとさせていただきます。

（※注1）民間非営利組織。株式会社などの営利企業とは違って、利益を関係者に分配しない社会性の高い事業をする組織のこと。



ひだあきと
樋田 堯人さん

（「市教育施設の使用料」部会 座長）

まちづくり市民会議「市教育施設の使用料」部会を終えて・・・

「有意義な2か月を過ごすことができました。今までは条例が議会で決まった後に、市民に周知されていましたが、今回のように市民から提言するという新しい形は、たいへん意味のあることだと思います。市民が壁をつくって、行政を批判するだけでは何も始まりません。行政に『何をしてくれるか』を求めのではなく、私たち市民の側も『自分たちは何ができるのだろうか』ということを考える時代なのではないでしょうか。」

市長から



市民のみなさんへ

山陽小野田市長 白井博文

8 「台風14号の襲来」について、「まちづくり市民会議『市教育施設の使用料』部会の提言書」について

台風14号がやってきました

9月5日から8日にかけて、大型の台風14号が日本を通過し、各地に被害をもたらしました。幸いなことに、山陽小野田市では、大きな被害はなかったため、ほっとしているところです。しかし、同じ山口県でも東部地域には、台風は深いつめ跡を残し、亡くなられた方もいらっしゃいました。被災された方々に、心からお見舞い申し上げます。

台風14号が近づいて来た9月6日、市役所では、午前9時に災害対策本部を設置し、台風の襲来に備えました。接近とともに、避難所の開設、避難の勧告・誘導と、早目、早目に指示を出していきましたが、それに対して市民のみなさんが、混乱することなく整然と行動していただいたことに感謝します。

被害状況の確認、避難された方への対応など、市役所の職員も総出で深夜まで奔走しました。台風到来時に市役所の中で、職員一人ひとりが的確に行動し、被害を最小限に食い止めようと奮闘している姿を初めて目にし、当たり前のことかもしれませんが、市長としてうれしく思いました。

災害防止対策は、行政の大きな責任のうちの一つです。今後も、今回のような台風に限らず、市民のみなさんの生活に打撃を与えるような災害に対しては、迅速、的確に対処していくつもりです。また、来ないに越したことはありませんが、今年も再度、台風がやって来るかもしれません。ご家庭でも、日ごろから、非常時の備えを怠らないよう、心がけておいていただければと思います。

まちづくり市民会議「市教育施設の使用料」部会から提言書をいただきました

9月1日にまちづくり市民会議「市教育施設の使用料」部会の委員のみなさんから、提言書をいただきました。学校施設などの使用についての、旧市町間で生じていた使用料格差の問題に関して、「受益者負担の原則」の結論に集約された内容です。3ページから関連記事とともに、その全文を掲載していますので、是非、ご覧ください。

私が市長に就任した4月、合併協議会での取り決めに基づいて、旧小野田市の例により、学校施設などの使用料は、合併前は無料だった旧山陽町でも6月から徴収することがすでに決まっていました。しかし、その結論に市民の声がどれほど反映されていたのであろうか、また、市民への説

明は十分に行われたのだろうか、と疑問を覚えた私は、5月の議会で旧山陽町の無料期間を「当分の間」、延長する条例案を上程し、議会で可決されました。「当分の間」とは、再度、市民のみなさんと一緒にこの問題について考えるための時間だったのですが、その「当分の間」、旧小野田市では有料、旧山陽町では無料という、結果的に、一つの市の中で二つの制度が存在することになり、特に旧小野田市の施設使用者には、ご迷惑をおかけしたことと思います。不公平感を感じた方もいらしたことでしょう。しかし、この課題について、まちづくり市民会議の部会で話し合っていたとき、多くの市民のみなさんに支持されるような結論が導かれたことを考えると、その「当分の間」は、私は決してムダではなかったと思うのです。

交通費も日当もお支払いしない、全くのボランティア参加にもかかわらず、真剣に協議し、熱意をもって話し合いに臨んでいただいたことに対しては、全く頭が下がる思いです。委員のみなさんの労をねぎらうとともに、深く感謝したいと思います。

10月、あるいは12月に開かれる議会に、この案件に関する条例の改正案を上程します。もちろん、条例案をつくるにあたり、提言書の中にある4つの要望事項についても、十分にその趣旨をふまえ、反映させる方向でこれからの事務作業にとりかかっていくつもりです。

今回の部会の座長さんのコメント（5ページ掲載）にあるように、「市は市民に行政サービスを提供するだけ」「市民は市に注文や陳情をするだけ」という一方通行の関係ではまちづくりをすすめていくことは困難な時代にきています。私の政治信条である「市民参加による市民本位のまちづくり」は、市民のみなさんの「知恵」と「力」、それと行政、この二者が力を合わせて二人三脚で歩いていくことにより、道が開けていくはずだと私は信じています。

これからも、市の様々な課題について、まちづくり市民会議を活用し、市民のみなさんに話し合っていただく場をつくっていきます。なお、今回の募集から応募時に作文の提出を義務づけないことにしました。「参加してみたいが、作文はちょっと…」というみなさんからのご要望をとりいれた形ですが、若干、応募のハードルが低くなりましたので、多くの方々に、まちづくり市民会議を体験していただくことを希望します。

**9月の
対話の日**

●とき：9月22日（木）19時から
（1時間半程度の予定）

●ところ：川上会館（松ヶ瀬）

肺がん 結核 ・ 検診受診票

喀痰フィルム番号 _____

平成17年 _____ 月 _____ 日 実施

喫煙指数 _____

個人番号 _____

喀痰容器渡し _____ 有 ・ 無

※たばこを吸う人や血痰が出たことのある人は、レントゲン検診と併せて、^{かくたん} 喀痰検査も受診してください。

ふりがな			
氏名		性別	男 ・ 女
		電話番号	—
生年月日	明治・大正・昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日生	年齢	_____ 歳
住所	山陽小野田市	アパートの 方	_____ 棟 _____ 号
前回の 受診状況	X線検査	0. 初めて受診 1. 昨年受診 2. 2年前に受診 3. 3年前に受診	
		0. 異常なし 1. 異常あり (病名: _____)	
	喀痰検査	0. 初めて受診 1. 昨年受診 2. 2年前に受診 3. 3年前に受診	
		0. 異常なし 1. 異常あり (病名: _____)	

次の問診にお答えください。回答のところを○で囲み、必要事項を記入してください。

問 診		回 答	
問1	咳（せき）が1か月以上続いていますか	はい	いいえ
問2	痰（たん）が1か月以上続いていますか	はい	いいえ
問3	最近6か月間に痰に血がまじったことがありますか	はい	いいえ
問4	現在タバコを吸っていますか、または以前に吸ったことがありますか	はい	いいえ
	吸っている（吸った）年数と1日の平均本数	_____ 年	_____ 本
問5	今までに、胸の病気をしたことがありますか	はい	いいえ
	その病気は、 1. 肺結核 2. 肋膜炎 3. 肺炎 4. 塵肺 5. 慢性気管支炎 6. 気管支拡張症 7. その他（ _____ ）		
問6	次のような職場で働いたことがありますか	はい	いいえ
	その職場は、 1. 溶接 2. 石切場および石工作業 3. ガラス製造 4. 石綿 5. 鉱山 6. 鋳物 7. 陶器 8. その他（ _____ ） ☆従事した年数（ _____ 年）		

※受診票は各公民館にも置いています。

肺がん・結核検診のおしらせ（小野田地区）

市では肺がん検診と結核検診を行います。職場等で検診のない方はこの機会にぜひ受けましょう。
 （結核予防法の改正により、今年度より結核検診の対象者が変更になりました。ご注意ください。）

【対象】 肺がん検診(レントゲンおよび^{かくたん}喀痰検査)は40歳以上の市民、
 結核検診(レントゲン検査)は65歳以上の市民

【料金】 レントゲン撮影は無料、
^{かくたん}喀痰検査をされる方は300円

【問い合わせ先】 保健センター（☎84-1220）

日程	時間	場所	
10月 3日 (月)	9:10～9:30	浜縄地口バス停前	
	9:40～10:00	南高泊自治会館	
	10:10～10:30	西の郷（マイサン）	
	10:40～11:00	郷自治会館	
	11:10～11:25	上の郷自治会館	
	13:20～13:40	高泊公民館	
	13:50～14:10	後潟下（長谷川幸子氏宅前）	
	14:20～14:40	後潟上（伊藤商店前）	
	14:50～15:05	船越（ぱ一ま屋さん入り口）	
	15:15～15:45	南平原（目啓治氏宅前）	
	10月 4日 (火)	9:10～9:40	有帆公民館
		9:50～10:05	有帆団地広場
		10:15～10:35	仁保の上自治会館
		10:45～11:05	大休団地自治会館
		11:15～11:30	大休（二井ぶどう園直売所前）
13:20～13:40		南平台（シティハイムクリスタル前）	
13:50～14:10		彼岸田（フジモト電器前）	
10月 5日 (水)	9:00～9:15	掃山団地広場	
	9:25～9:45	ひばりが丘児童公園	
	9:55～10:25	柿の木坂三丁目中央公園	
	10:35～10:50	掃山西（井上大己氏宅前）	
	11:00～11:20	掃山東（労働基準監督署前）	
	13:20～13:40	掃山中（明治乳業販売店）	
	13:50～14:15	高千帆台（富田商店前）	
	14:25～14:45	東高千帆台公園	
	14:55～15:15	千崎西（厳島神社前）	
	15:25～15:45	高畑（三浦信弘氏宅前）	
10月 7日 (金)	9:00～9:20	古開作県営住宅集会所	
	9:30～10:00	叶松第二自治会館付近	
	10:10～10:25	北若山（小野田老人ホーム）	
	13:20～14:00	須恵公民館	
	14:10～14:30	野来見（飯島由三氏宅前）	
	14:40～14:55	えびす団地自治会館	
	15:05～15:25	南竜王町自治会館	
10月 11日 (火)	9:10～9:30	自由ヶ丘（5班の広場）	
	9:40～10:10	千代町（中央福祉センター）	
	10:20～10:45	東住吉（山手ハイツ駐車場）	
	10:55～11:10	幸町（大観荘駐車場）	
	11:20～11:40	セメント町第一自治会館	
	13:20～13:40	南若山自治会館	
	13:50～14:20	奥若山（丸山満義氏宅前）	
	14:30～14:45	丸河内三区（心和園入り口）	

日程	時間	場所
10月 12日 (水)	9:20～9:40	笹尾自治会館
	9:50～10:05	東須田の木（ふじい旅館前）
	10:15～10:35	須恵東（まるき大学通り店駐車場）
	10:45～11:20	赤崎公民館
10月 17日 (月)	9:00～9:30	保健センター
	9:40～9:55	JA 山口宇部高千帆支所
	10:05～10:20	高須（十字屋となり極真空手道場前）
	10:30～10:50	神帆町（創価学会会館前）
	11:00～11:15	烏帽子岩自治会館
	13:20～13:40	石井手第一（高田庭園）
	13:50～14:10	共和台集会場前
10月 18日 (火)	9:20～9:40	旧南部福祉センター
	9:50～10:15	浜河内公会堂前
	10:25～10:45	須恵西自治会館
	10:55～11:25	西の浜（丸久西の浜店駐車場）
	13:20～13:40	波瀬の崎（安本博隆氏宅前）
	13:50～14:10	西が迫（万福寺前）
	14:20～14:40	松角（赤崎神社駐車場）
10月 19日 (水)	9:20～9:50	旭町交差点奥（あさひ美容院跡）
	10:00～10:20	新生一丁目（カンパヌールの前）
	10:30～10:50	日の出三丁目（村川米穀店前）
	11:00～11:20	下木屋（コスモハイツ駐車場）
	13:20～13:50	高千帆公民館
	14:00～14:20	上木屋（伊藤敏明氏宅前）
	14:30～14:50	掃山東（高千帆運動広場横）
10月 24日 (月)	9:10～9:30	栄町（市立中央図書館横）
	9:40～10:00	南中川児童公園
	10:10～10:40	目出（JR 小野田線目出駅前）
	10:50～11:20	旦東（佐村商会前）
	13:20～13:40	南中川（山田歯科医院駐車場）
	13:50～14:10	稻荷町（セカンドストリート小野田店）
	14:20～14:40	高砂町（サンシティ高砂駐車場）
10月 25日 (火)	9:20～9:40	本山公民館
	9:50～10:10	赤崎公民館
	10:20～10:50	須恵公民館
	11:10～11:30	保健センター
	13:20～13:40	市民館
	13:55～14:15	高泊公民館
	14:30～14:50	高千帆公民館
15:05～15:25	有帆公民館	

ご協力
お願い
します



国勢調査

平成17年10月1日(土)

9月下旬から調査員がおうかがいたします。

今年の10月1日現在で、全国一斉に平成17年国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本に住んでいるすべての人を対象として、5年ごとに行われる大規模な統計調査です。

我が国の最新データが明らかに

今回の国勢調査は、少子高齢化が進む中で、我が国の人口・世帯の最新の実態を明らかにします。

国勢調査員がうかがいます

9月下旬から、国勢調査員がみなさんのお宅へ調査票の配布と受け取りにうかがいます。お手元に調査票が届きましたら、男女の別、出生の年月、お勤めの場所やお仕事の内容など、17項目にご回答ください。

幅広く役立つデータを提供

調査結果は、12月ごろに人口、世帯数の速報値が公表され、その後高齢者世帯の状況や労働力状態、産業別構成などが順次公表されます。これらの結果は国民生活の向上に幅広く役立てられます。

秘密は固く守られます

国勢調査員をはじめ、調査関係者には守秘義務があり、調査内容の秘密は守られますので、安心して調査にご協力ください。

【問い合わせ先】企画広報課統計係(市役所2階 ☎82-1130)

募集・試験

庭木の手入れ・病害虫の消毒講習会

◇とき 10月1日(土) 9:00~12:00

◇ところ 東沖緑地公園

◇内容

講義「庭木の^{せんてい}剪定・手入れ、病害虫の消毒」、実技

◇申込方法 当日現地にて受付

※剪定ばさみ、剪定のこ、刈り込みばさみを持っている人は、持参してください。

◇問い合わせ先

都市計画課(☎82-1162)

シニアのための緑地保全管理講習会(無料)

◇対象 雇用・就業を希望する55歳~64歳の人

◇とき

10月17日(月)~28日(金) 13:00~17:00
(23日(日)・25日(火)を除く10日間)

◇ところ 厚狭ゴルフ倶楽部

◇内容 芝生の管理、樹木の^{せんてい}剪定等

◇定員 20人(応募者多数の場合は抽選)

◇申込方法 ハガキに講習名・住所・氏名(ふりがな)・年齢・生年月日・性別・電話番号を記入して郵送してください。

◇申込期限 10月3日(月)(必着)

◇問い合わせ・申込先

〒753-0083 山口市後河原150-1
㈱山口県シルバー人材センター
連合会(☎083-921-6070)

厚狭図書館パソコン講習会受講生追加募集

講習内容	日程(9:00~16:00)	募集人数
インターネット&パソコン(初級)	10月 1・2日(土・日)	2人
ワード&エクセル(中級)	10月 8・9日(土・日)	7人
ワード&エクセル(中級)	10月 15・16日(土・日)	12人
ワード&エクセル(中級)	10月 29・30日(土・日)	14人
インターネット&パソコン(初級)	11月 5・6日(土・日)	10人
ワード&エクセル(初級)	11月 19・20日(土・日)	4人
ワード&エクセル(中級)	11月 26・27日(土・日)	5人
筆まめ・はがき作成(中級)	12月 6・7日(火・水)	3人
筆まめ・はがき作成(初級)	12月 10・11日(土・日)	9人
筆まめ・はがき作成(中級)	12月 17・18日(土・日)	3人
インターネット&パソコン(初級)	12月 24・25日(土・日)	17人

【費用】 受講料2,000円とテキスト代1,000円

【申込方法】 厚狭図書館の窓口で直接お申し込みください。(先着順)
※電話での受付は行っていません。

【問い合わせ・申込先】 厚狭図書館(☎72-0323)

お知らせ

やまぐち合同就職面接会

求職中の社会人を対象に、県内企業との就職面接会を開催します。

◇とき 10月19日(水) 13:00~16:00

◇ところ 宇部全日空ホテル

◇問い合わせ先 やまぐち合同就職面接会事務局(☎083-933-3254)

一日合同行政相談所開設

10月17日(月)～23日(日)の「秋の行政相談週間」に合わせて、登記、税金、労働条件、年金などの行政相談とともに、弁護士による法律相談を行う合同行政相談所を開設します。相談は無料で、相談者の秘密は厳守されます。

※弁護士相談は電話予約が必要です。10月3日(月)8:30から山口行政評価事務所まで受け付けます。

◇とき 10月18日(火) 9:00～12:00

◇ところ 市民館2階会議室

◇参加機関 法務局、国税局、労働基準監督署、社会保険事務所等

◇問い合わせ先 山口行政評価事務所 行政相談課 (☎083-922-1591)

また、毎月定例で、市の行政相談委員による行政相談を行っていますので、お気軽にご利用ください。

日程	場所
毎月第3水曜日 10:00～12:00	市役所1階 市民活動推進課
毎月第3水曜日 9:30～12:00	埴生公民館
毎月第5水曜日 9:30～12:00	厚陽公民館

※行政相談委員の委嘱のお知らせ

平成17年9月1日付で、田中昌子さん(セメント町☎83-5055)が行政相談委員に委嘱されました。

◇問い合わせ先

市民活動推進課 (☎82-1134)

住宅用太陽熱高度利用システム設置補助制度

◇対象 集熱器の総面積75㎡までのソーラーシステムを設置希望の人

◇補助金額 集熱器の総面積に応じた金額が受けられます。6㎡で約10万円、75㎡で約125万円が目安ですが、ソーラーシステムの形式により差が生じます。

※住宅以外の建物(公共施設を除く)への設置も対象となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。ホームページ(<http://www.nef.or.jp>)もご利用いただけます。

◇問い合わせ先 (財)新エネルギー財団 太陽熱利用部(☎03-5275-9566)

国体出場おめでとうございます

9月10日(土)～13日(火)に岡山県で開催された「第60回国民体育大会夏季大会」に、次の方が出場されました。

■ボウリング競技(少年男子)

もりざね ひろすけ
森実 裕介さん (小野田高等学校3年生)

■ゴルフ競技(成年男子)

かわもと たかひろ
河本 貴博さん (西系根)

就学時健康診断

来年度の小学校入学予定者(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ)の健康診断を実施しますので、対象者は必ず受診してください。

※実施日に受診できない場合は学校教育課へご連絡ください。

■小野田地区

○日程(受付時間 12:40～13:00)

学校名	実施日
有帆小学校	10月13日(木)
高千帆小学校	10月27日(木)
高泊小学校	11月24日(木)
小野田小学校	10月6日(木)
須恵小学校	10月13日(木)
赤崎小学校	10月20日(木)
本山小学校	10月20日(木)

■山陽地区

○日程(受付時間 13:00～13:20)

学校名	実施日
厚狭小学校	11月16日(水)
厚陽小学校	10月12日(水)
出合小学校	10月26日(水)
埴生小学校	11月2日(水)
津布田小学校	10月5日(水)

◇問い合わせ先

学校教育課 (☎82-1202)

医師による講演会

◇とき 10月6日(木)13:30～14:30

◇ところ 本山公民館

◇内容 「腎臓と生活習慣病」

◇講師 渡邊悦也先生(わたなべ 泌尿器科院長)

◇問い合わせ先

健康増進課 (☎82-1178)

自動車事故対策機構からのお知らせ

■交通遺児等育成資金貸付

○対象 自動車事故によって死亡または重度障害の状態となった保護者の子(ただし中学生まで)

○貸付申込者

対象となる子を扶養している保護者

○貸付金額(※無利息です)

一時金(初回)	155,000円
貸付期間中(毎月)	20,000円
入学支度金	44,000円

○貸付期間 貸付が決定した月から中学校卒業の月まで

○返還期間

中学校卒業後、1年据え置いてから月賦などによる20年以内の均等払いで返還。ただし、高校、大学等へ進学した場合、在学中は返還猶予。

■重度後遺障害者介護料支給

○対象 自動車事故により、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、後遺障害の程度が次に該当(相当)する人

障害の程度	支給月額
常時要介護の人 (1級1号, 2号)	58,570円 ～136,880円
随時要介護の人 (2級1号, 2号)	29,290円 ～54,000円

※支給額は、障害の程度や在宅介護サービス・短期入院などの負担額に応じて変わります。

○申請者 対象となる人の法定代理人または扶養者

◇問い合わせ先 独立行政法人自動車事故対策機構山口支所業務課

(☎083-924-5419)

病 気 回 復 期 の 乳 幼 児 を 預 か り ま す

保護者が仕事等のために、病気回復期の子ども（小学3年生まで）を家庭で保育することが困難なとき、保護者に代わって保育します。市のホームページ（http://www.city.sanyo-onoda.lg.jp/benricho/hoken/jidou/nyuyouji.htm）でも紹介しています。

■小野田病児ケアハウス

（住吉本町一丁目3-24 ☎81-0434）

○保育時間

月～金曜日 8:00～18:00

土曜日 8:00～14:00

■病児ケアハウスキッズあさひ

（殿町三区 ☎71-0148）

○保育時間

月～金曜日 8:30～18:00

土曜日 8:30～13:00

◇休日 日曜日、祝日、お盆、年末年始

◇登録料 1,000円

◇利用料 1人につき一日2,000円

◇問い合わせ先 上記の施設または児童福祉課（☎82-1175）



親 子 ど ん ど こ プ ロ グ ラ ム 参 加 者 募 集 (無 料)

※この事業は自治宝くじ助成事業により行います。

◇対象 小学生とその保護者

◇とき 10月2日(日) 10:00～

◇ところ 赤崎公民館

◇内容 ミニ和太鼓の製作と演奏体験、大きな和太鼓の生演奏

◇持参するもの 飲み物、お弁当、タオル、上履き

※作業のしやすい服装でお越しください。

◇定員 30組（先着順）

◇申込方法 電話または直接窓口で申し込んでください。

◇申込期限 9月28日(水)

◇問い合わせ・申込先

赤崎公民館（☎88-0162）

合併記念 第1回市民文化祭

下記の日程で開催しますので、ぜひご来場ください。

行事名	とき	ところ
川柳大会	10月2日(日) 10:00～16:00	高千帆福祉会館
小野田地区 華道展	10月8日(土)～9日(日) 10:00～16:30	市民館体育ホール
舞踊大会	10月9日(日) 10:00～	市民館文化ホール
市民音楽祭	10月9日(日) 13:00～	文化会館
展覧会	10月21日(金)～23日(日) 10:00～17:00	市民館体育ホール
邦楽大会	10月23日(日) 10:00～	市民館文化ホール
俳句大会	10月30日(日) 10:30～	高千帆福祉会館
菊花展	11月2日(水)～4日(金) 10:00～17:00 (最終日は午前中まで)	市民館前庭
山陽地区 文化祭展示の部	11月2日(水)～3日(祝) 9:30～	文化会館
山陽地区 芸能の部	11月3日(祝) 9:30～	文化会館
山陽地区 お茶会	11月3日(祝) 9:30～	文化会館
小野田地区 市民茶会	11月3日(祝) 9:00～14:00	市民館和室
短歌大会	11月6日(日) 10:00～15:00	商工センター

■問い合わせ先 文化振興課（☎82-1204）

市 民 健 康 ま つ り

【とき】 10月16日(日) 10:00～17:00

【ところ】 小野田サンパーク

1階・サンフェスタ広場 11:00～

- オープニングセレモニー
- 健康標語表彰式
- AED(電気ショック)デモンストレーション
- お手玉選手権大会
- 健康ビンゴ大会(健康グッズが当たる!)

1階・大屋根下広場 11:00～14:00ごろ

- 好評の「具だくさん」おのだっぺい汁を
限定1000杯、無料で配布します!

2階・大催事場 10:00～

- 骨密度・足指力・足裏・血圧・体脂肪測定
- 乳幼児身体測定
- 医療・歯科相談
- 福祉まるごと相談
- 手作りおもちゃ
- 折り紙/輪投げ
- 栄養ランド
- 野菜販売等

■問い合わせ先 健康増進課（☎82-1178）

市税の夜間納税(相談)窓口を開設

■とき 9月28日(水)・29日(木)・30日(金) 17:15～20:00

■ところ 税務課収納係、総合事務所総務課税務係

10月1日
から

介護保険制度の一部が変わります

将来、高齢化が急速に進むことが予想される中、介護保険制度をよりよいものとするため、制度の見直しが行われています。この見直しを受けて介護保険法が改正され、10月1日から、施設でのサービス利用時には「居住費」と「食費」を原則自己負担していただくことになりました。

【問い合わせ先】 高齢福祉課 介護保険係 ☎ 82-1172

施設でのサービス利用時 「居住費」と「食費」が自己負担に

■対象となるサービスは、
介護保険施設への入所と短期入所(ショートステイ)

※介護保険施設とは以下の3つです。

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

改正前の制度では、同じ介護を要する状態にあっても、在宅生活の人と施設入所の人とでは、費用負担が異なっていました。なぜなら、在宅の場合は、居住費(家賃、光熱水費など)や食費(食材料費、調理費など)は本人が負担しているのに対し、施設の場合は、これらの費用が保険から給付されているからです(食材料費を除く、右の図を参照)。

そこで、両者の負担を公平にするため、施設のサービスを利用するときは、「居住費」と「食費」を原則自己負担することになりました(右の図参照)。

なお、現在使用している「介護保険標準負担額減額認定証」(食費の負担を軽減するもの)は、9月末をもって廃止します。

【施設でのサービス利用者が負担する費用】

・改正前

介護サービス費
の1割

+

食費
(食材料費のみ)

・改正後

介護サービス費
の1割

+

食費
(食材料費・調理費)

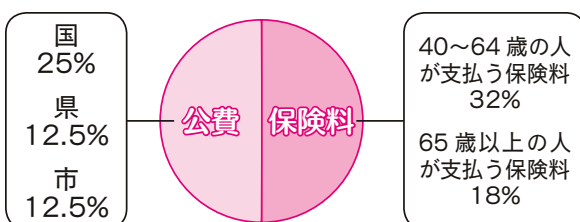
+

居住費

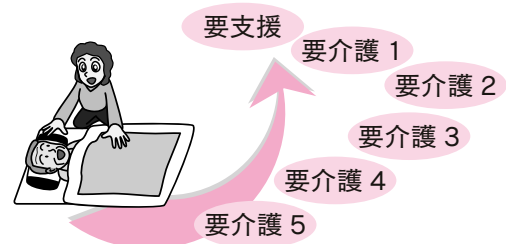
※上記の費用の他に、日常生活費がかかる場合があります。

介護保険 一口メモ

介護保険制度は、公費負担とみなさんの保険料で運営しています。



サービスを利用する前に、調査員による身体の状態の調査結果と、主治医の意見書をもとに、介護認定審査委員会が要介護度を認定します。



所得に応じて負担を軽減します

高額介護サービス費 (サービス利用料の負担軽減)

介護保険のサービスを利用する場合、利用者はサービス費の1割を負担し、残りの9割は保険から給付されます。この1割の負担額が高額になったときは、申請すると、所得に応じて、一定の上限額を超えた額を払い戻しする制度があります。今回の見直しにより、利用者負担第2段階に該当する人の上限額が引き下げられました(表1, 2参照)。

特定入所者介護サービス費 (居住費と食費の負担軽減)

対象となるサービス(介護保険施設への入所と短期入所)を利用している人で、利用者負担第1~第3段階に該当する人は、申請をすると、負担の軽減を受けることができます(表1, 3参照)。

なお、申請時に所得が未申告の人については、すべて第3段階の取り扱いとなりますので、必要に応じて申告を行ってください。

【表1 利用者負担段階の区分】

負担段階	対象者	
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者
第2段階		年金収入が 年間80万円以下の人
第3段階		年金収入が 年間80万円を超える人
第4段階	市民税課税世帯	

【表2 高額介護サービス費—負担段階別の上限額】

負担段階	改正後の上限額	現行の上限額
第1段階	15,000円	15,000円
第2段階	15,000円 ←	24,600円
第3段階	24,600円	24,600円
第4段階	37,200円	37,200円

【表3 特定入所者介護サービス—負担段階別の上限額】

1日当たりの額を表示

負担段階	居住費					食費
	多床室	従来型個室		工外型準個室	工外型個室	
		特養	老健・療養			
第1段階	0円	320円	490円	490円	820円	300円
第2段階	320円	420円	490円	490円	820円	390円
第3段階	320円	820円	1,310円	1,310円	1,640円	650円

介護保険の給付対象となるサービスには、施設サービスと居宅サービスがあります。

※福祉用具購入費の支給、住宅改修費の支給もあります。

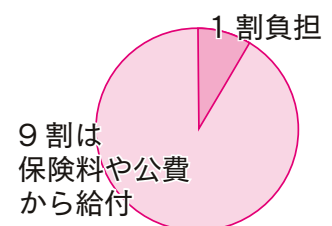
施設サービス

- ・介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

居宅サービス

- ・訪問介護(ホームヘルプ)
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリ
- ・通所リハビリ(デイケア)
- ・通所介護(デイサービス)
- ・福祉用具貸与
- ・短期入所生活介護
(ショートステイ)
- ・短期入所療養介護
(ショートステイ)
- ・認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

サービス利用時には、要介護度に応じて設定された利用料の1割を負担します。



図書館つうしん

Library Information

※合併により、小野田地区、山陽地区在住にかかわらず、
いずれの図書館、分館も利用できるようになりました。

中央図書館 柴町 ☎ 83-2870 火-金 9:30~18:00 土・日 9:30~17:00 休館日 毎週月曜日 9月20日(火)(祝日の代休), 23日(祝)	赤崎分館 / 公民館併設 赤崎一丁目 ☎ 88-0162(代) 火-金 13:00~17:00 土・日 9:30~17:00	高千帆分館 / 公民館併設 日の出三丁目 ☎ 83-3113(代) 火-金 13:00~17:00 土・日 9:30~17:00	厚狭図書館 鴨庄 ☎ 72・0323 火-日 9:00~17:00 休館日 毎週月曜日 9月23日(祝), 30日(館内整理日)
---	--	--	--

※10月3日(月)~11日(火)は、コンピュータの更新作業のため全館休館となります。

図書・ビデオの紹介 (抜粋)

絵本の読みあいからみえてくるもの

(村中 李衣 著)

絵本や子どもの本があらゆる強制から解き放たれて、関わるすべてのひとがゆるやかにつながっていく世界が開けていくことを、ここから願っています。

(著者あとがきより)



浄土の帝 (安部 龍太郎 著)

平安時代末期、貴族同士の権力抗争が頂点に達し、朝廷が、帝が、権力を失ってゆくなか、天子としてこの国に在るために、求められることは何か…。この世を浄土にしたかった帝、後白河天皇が苦悩の末に下した決断とは…。

かにむかし

(木下 順二 著)

さるかに合戦のお話。親がにの仇討ちにでかけた子がにたちに、つぎつぎ助っ人が加わります。いきいきと描かれた絵から、にぎやかな子がにたちの声が聞こえてきそうな絵本です。



絵本の作家たちⅢ (平凡社 刊)	
神の発見 (五木 寛之 他著)	
この社会の歪みについて (野田 正彰 著)	
地球の内部で何が起きているのか? (平 朝彦 他編)	
手袋いぬと靴下ざる (金森 美也子 著)	
福音の少年 (あさの あつこ 著)	
海国記 (上・下) (服部 真澄 著)	
家訓づくりのすすめ (浅見 政資 著)	
核燃マネー (朝日新聞青森総局 編)	
最後の林檎 (野坂 昭如 著)	
スタンレーの犬 (東 直己 著)	
東京DOLL (石田 衣良 著)	
ブレーキ (山田 悠介 著)	
COMPLETE RECORDED (CD: 榎原敬之)	
ゆっくり、ゆったり (ビデオ)	
ハリーポッターとアズガバンの囚人 (ビデオ)	

紙芝居・本の読みあい

あじさいの会・朗読サービス

対象/大人

10月13日(木) 13:30~
中央図書館 1階朗読室

高千帆もみの木広場

対象/幼児・小学生

10月26日(水) 15:00~
高千帆児童館

もみの木広場

対象/幼児・小学生

10月1日(土)・15日(土) 14:00~
中央図書館 1階おはなしの森

すえおはなしの会

対象/幼児・小学生

10月17日(月) 15:30~
須恵児童館

有帆もみの木広場

対象/幼児・小学生

10月12日(水) 14:30~
有帆児童館

すみれお話の会

対象/幼児・小学生

10月26日(水) 15:00~
本山児童館

おはなしのじかん

対象/4歳以上

9月24日(土) 14:00~
厚狭図書館

メルヘンおはなしの会

対象/幼児・小学生

10月8日(土) 14:30~
埴生公民館

厚狭図書館からのお知らせ

『図書館が便利になります』

厚狭図書館では、図書の貸出・検索システムを導入し、10月12日(水)から中央図書館と同じように、自宅のパソコンや図書館の端末から検索・予約ができるようになります。

これにともない貸し出し方法が変わり、これまで厚狭図書館を利用していた人も、新しく登録手続きを行い、「利用者カード」を作る必要があります。

現在、登録を受け付けていますので、事前に「利用者カード」を作っておきましょう。

なお、中央図書館ですでに登録している人は、登録する必要はありません。

●登録に必要なもの

住所・氏名が確認できるもの
(運転免許証, 学生証, 保険証など)

図書館の臨時休館について

10月3日(月)~11日(火)まで、コンピュータの更新・導入のため、中央図書館、厚狭図書館、各分館を休館します。ご了承ください。

開館時間 延長

試行的に中央図書館の開館時間を延長します

■実施日 10月19日(水)・26日(水)・11月2日(水) ■開館時間 9:30~19:00 (1時間延長)